

## 第1章 計画策定に当たって

### 第1節 計画策定の背景・趣旨

我が国は、世界に類を見ない速さで少子高齢化が進行する一方、単独世帯や核家族世帯の増加、地域のつながりの希薄化による相互助け合いの低下など、社会情勢の変化により、個人や世帯が抱える課題の複合化や社会的孤立、制度の狭間などの課題が顕著となってきています。

また、乳幼児の保育、教育など、子どもを取り巻く環境も著しく変化し、子ども・子育て支援の新制度がスタートするほか、社会福祉法人制度改革の中で、社会福祉法人の地域における公益的な取組など一層の役割強化が提言されました。

更に、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部改正や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部改正が行われるなど、地域福祉を取り巻く状況は大きく変化してきました。

このような中、国においては、子ども、高齢者、障害者など全ての人々が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指すとともに、市町村における地域福祉計画の策定を努力義務としました。

青梅市の人口は、例にたがわず、平成30年1月1日現在、135,248人（住民基本台帳人口）で、平成23年以降年々減少する一方、65歳以上の高齢者人口は年々増加し、平成30年1月1日現在の高齢化率は28.9%と市民の4人に1人以上が高齢者となっています。

今後もこの傾向が続き、平成37（2025）年度の高齢者人口は42,096人となり、高齢化率については、33.1%になると推計<sup>※</sup>しています。

世帯の状況を見ると、単身世帯が増加傾向にあり、高齢化の進行に伴い、ひとり暮らし高齢者世帯も毎年増加するとともに、高齢者のみの世帯も年々増加していることから、高齢者の見守りや生活支援、孤立化への対応が重要です。

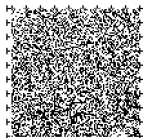
また、子育てについては、子ども・子育てを取り巻く環境の変化に伴い、父母その他の保護者が第一義的責任を有するという基本的認識のもと、子育て家庭を社会全体で支える仕組みを構築することも必要とされています。

加えて、青梅市においては、身体障害者、精神障害者、知的障害者のいずれも毎年増加傾向で推移し、地域福祉課題は、単体でなく、複合化、複雑化しているのが実態であり、包括的な相談支援体制づくりの推進が求められています。

本計画は、こうした社会経済情勢の時代の変化や地域特性を踏まえ、今後5年間の青梅市における地域福祉の方向性と具体的な取組について明らかにしていくものとして策定します。

※ 高齢化率の推計

出典：第7期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画



## 第2節 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法<sup>※</sup>第107条に規定する市町村地域福祉計画として位置づけられます。

また、第6次青梅市総合長期計画との整合を図り、福祉関連分野の個別計画との共通理念を共有し、福祉施策を横断的につなぐ役割を担っています。

更に、青梅市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と地域福祉の推進という理念を共有するとともに、様々な施策や事業を進めるうえで、互いに連携・補完し整合を図ります。

### ※ 社会福祉法による根拠 ―地域福祉の推進―

社会福祉法とは、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定めた、社会福祉分野の骨格となる法律です。その第4条において、地域福祉の推進が明確に位置づけられています。地域社会を構成する一人ひとりの市民、ボランティアや各種団体、行政がお互いに連携・協力して、それぞれに望まれる役割にもとづき、これからの地域社会づくりを進めていきます。

### 社会福祉法（抜粋）

#### （地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

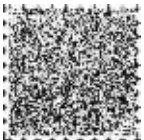
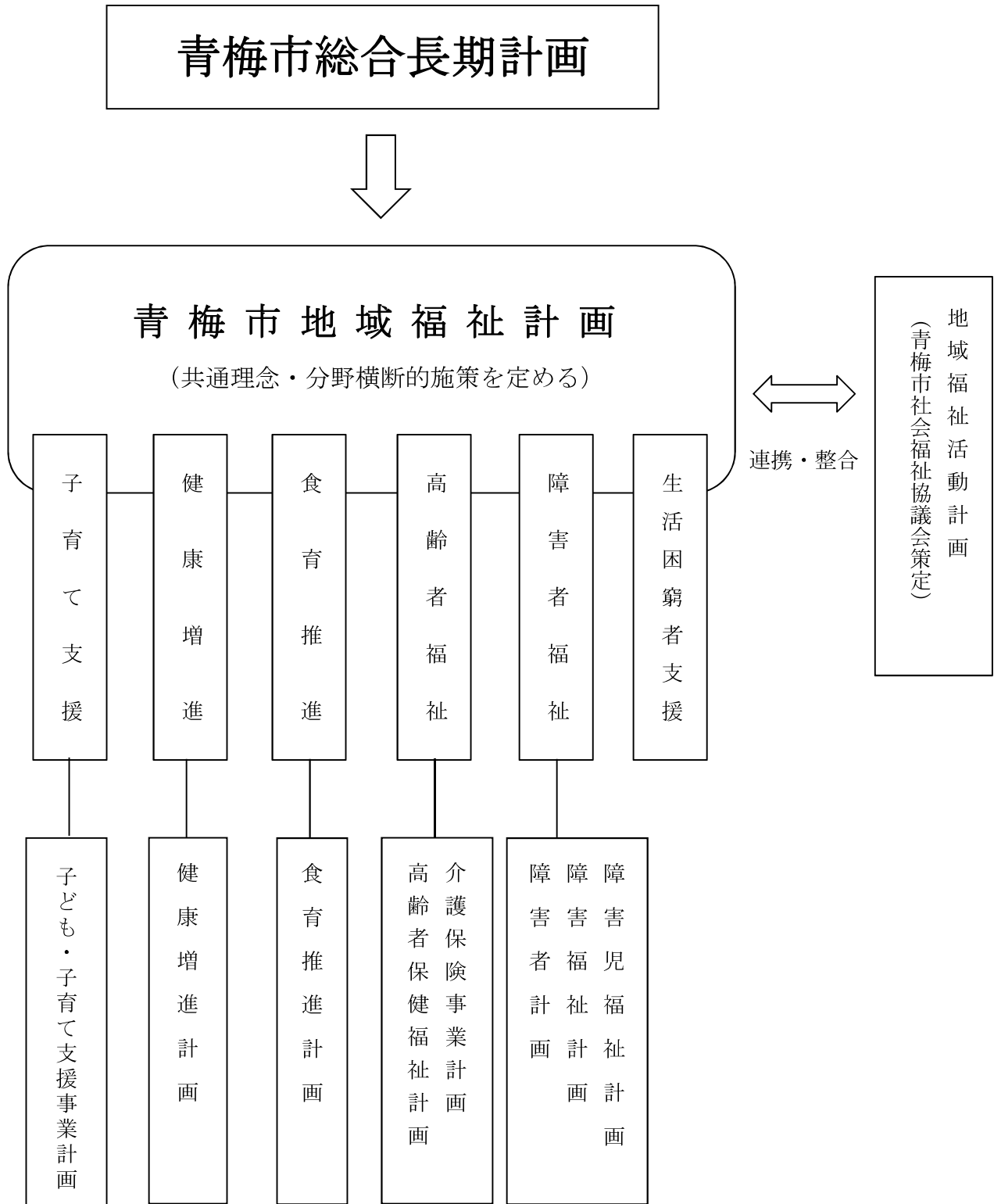
#### （市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- （1） 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- （2） 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- （3） 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- （4） 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- （5） 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項



■ 計画の位置づけ ■



### **青梅市総合長期計画**

本市の目指すべきまちの将来像と基本目標および施策の基本的な方向性を定める計画です。第6次計画では、平成25年度を初年度とし、10年後のまちの将来像を「みどりと清流、歴史と文化、ふれあいと活力のまち青梅—ゆめ・うめ・おうめ—」としています。

### **青梅市子ども・子育て支援事業計画**

地域社会が一体となって子育てを行っていく「次代を担う子どもをみんなで育むまち」を目指す計画です。

### **青梅市健康増進計画**

「豊かな自然に抱かれたふれあいと元気のある健康なまち 青梅」を基本理念に、高齢期になってもいきいきと自分らしく暮らすために、生涯にわたる心身の健康づくりを推進する計画です。

### **青梅市食育推進計画**

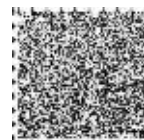
食育の取組を通して、市民が心身ともに健やかに育ち、食の安全・安心を確保するとともに、地域の人々の輪が広がる、元気で楽しい健康づくりを推進する取組を定める計画です。

### **青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画**

青梅市の地域特性を活かし、高齢者の自立を支援し、尊厳をもって住み慣れた地域で自分らしくいきいきと安心して暮らせるよう、青梅市が目指す基本理念や基本目標を定めた計画です。

### **青梅市障害者計画・青梅市障害福祉計画・青梅市障害児福祉計画**

障害のある人が、全ての場面において参加の権利を確保し、「誰もがその人らしく暮らせる共生のまちづくり」を目指す計画です。



## 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、社会福祉法にもとづき、全国・都道府県・区市町村のそれぞれに組織されており、地域福祉の推進を図ることを目的としています。

全国組織として全国社会福祉協議会があり、本市には、青梅市社会福祉協議会が置かれています。

社会福祉協議会は、住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を使命とする公共性・公益性の高い民間の非営利の団体（社会福祉法人）です。地域社会において、保健や福祉に関する問題から地域における様々な生活課題に至るまでの諸問題の解決を、住民参加による自主的かつ主体的な福祉活動や行政との協働によって目指しています。

## 社会福祉協議会と市との連携、関わりについて

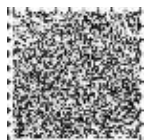
社会福祉協議会の役割は、行政（市）の政策目標である住民参加による地域づくりと軌を一にしています。

このことを背景として、社会福祉協議会は、行政から地域福祉の推進に関する事業を受託したり、補助金を受けて公益性のある多くの事業を行っています。加えて、社会福祉協議会は民間団体であるということを活かし、住民、NPO、ボランティア団体、民生委員・児童委員、自治会、福祉施設等の各種団体や機関の参加と協力をもとに、行政との連携や調整を図りながら地域の課題を解決しようとする特徴を持っています。

## 地域福祉活動計画

青梅市社会福祉協議会が地域福祉を推進するために策定する計画です。

「市民がささえる福祉のまちづくり」を目指し、全ての住民が生涯にわたり豊かに、自分らしく、そして、安心して暮らすことができる地域社会をつくるための計画です。



### 第3節 計画期間

---

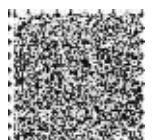
本計画は、平成 31（2019）年度から 35（2023）年度までの 5 か年を計画期間とします。

また、変化する社会情勢や関連する福祉分野の諸計画との整合性から必要に応じて、見直しをすることとします。

本計画では、「平成」と表示していますが、改元後については、次のとおり読み替えるものとします。

西 暦	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
平 成	30 年	31 年	32 年	33 年	34 年	35 年
新元号	—	元年※	2 年	3 年	4 年	5 年

※2019 年は、4 月 30 日までは「平成」、5 月 1 日以降は「新元号」

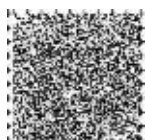


■ 関連計画の計画期間 ■

平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成33年度 (2021)	平成34年度 (2022)	平成35年度 (2023)
第6次青梅市総合長期計画 (平成25年度～34年度)							
青梅市地域福祉計画 (平成26年度～30年度)			<b>第4期青梅市地域福祉計画 (平成31年度～35年度)</b>				
青梅市子ども・子育て支援事業計画 (平成27年度～31年度)				青梅市子ども・子育て支援事業計画 (平成32年度～36年度)			
第3次青梅市健康増進計画 (平成27年度～31年度)				第4次青梅市健康増進計画 (平成32年度～36年度)			
第2次青梅市食育推進計画 (平成27年度～31年度)				第3次青梅市食育推進計画 (平成32年度～36年度)			
第6期 青梅市高齢者保健福祉計画 青梅市介護保険事業計画 (平成27年度～29年度)		第7期 青梅市高齢者保健福祉計画 青梅市介護保険事業計画 (平成30年度～32年度)			第8期 青梅市高齢者保健福祉計画 青梅市介護保険事業計画 (平成33年度～35年度)		
第4期青梅市障害者計画 (平成27年度～31年度)				第5期青梅市障害者計画 (平成32年度～)			
第4期 青梅市障害福祉計画 (平成27年度～29年度)		第5期青梅市障害福祉計画 第1期青梅市障害児福祉計画 (平成30年度～32年度)			第6期青梅市障害福祉計画 第2期青梅市障害児福祉計画 (平成33年度～35年度)		
第四次地域福祉活動計画 (平成23年度～30年度)				第五次地域福祉活動計画(社協) (平成31年度～35年度)			

※ 計画の表記は、平成30(2018)年度現在のものです。

※ 予定の計画については、点線で表記しています。



## 第4節 計画策定の体制

---

### 1 青梅市地域福祉計画検討委員会および部会の設置

青梅市地域福祉計画の策定に当たり、市の関係部署の職員で構成する「青梅市地域福祉計画検討委員会」および「青梅市地域福祉計画検討部会」を設置し、具体的な施策等について、総合的に検討を重ねました。

### 2 地域福祉計画への市民意見の反映

計画案について、本市で設置する福祉分野に関連する委員会等において説明し、幅広く意見を聴取しました。

また、市民の意見を把握するため、平成30年12月1日から平成30年12月14日まで、パブリックコメントを実施しましたが、意見等の提出はありませんでした。

